

確定申告セミナー実施のお知らせ

今年も顧問税理士による『所得税確定申告セミナー』を、下記の通り開催いたします。
参加を検討されている方は、この機会に是非お申込みください♪



日 時 : 2025年2月8日(土) 9:00 ~ 11:00

会 場 : 本館 会議室 221

※本セミナーは業務扱いにはなりません

◆確定申告をしなければならない人 または 税金が戻ってくる人

セミナー対象者

1. マイホームを新築・購入・増改築をして
金融機関からの借入金がある人
2. 2,000円を超える寄附金を支払った人(ふるさと納税等)
3. 年間10万円を超える医療費を支払った人
または、セルフメディケーション税制対象医療薬品を
1万2千円以上購入した人
4. 年末調整で生命保険料控除、地震保険料控除、
住宅借入金等特別控除を忘れた人、間に合わなかった人
5. その年の給与収入が2,000万円を超える人
6. 給与以外(不動産・配当・年金等)の所得が20万円を超える人
7. マイホームのバリアフリー改修工事
または、省エネ改修工事を含む増改築をした人
8. マイホームの耐震改修工事をした人

◇セミナー出席希望者

(1~4. に該当する方のみ)

「確定申告セミナー 参加申込書」に
必要事項を記入し、ご提出ください。

(1/15 部長・工場長に展開済)

※申込みがない方は参加できません

出席者は原則本人(家族同席可)

※2/8振替稼働者に限り

家族のみの参加も可

【申し込み期限】

2025年1月24日(金) 17:30

【申込用フォーム】

タップでも入れます。



【注意事項】

- ①申告書の作成・提出は各個人でおこなっていただきます。
- ②個別の質問受付は、セミナーに参加された方に限らせていただきます。

確定申告は、スマホで利用できる「e-Tax」を、是非ご活用ください。
スマホ申告時に必要な「マイナンバーカード」を未取得の方は、
早めに申請をお願いします。



上記申告内容に関わらず、顧問税理士に申告書の作成・提出代行を依頼できます。(有料)
ご希望の方は、下記までご連絡ください。